

褒 賞 基 準

第4 3回宇治茶品評会審査会の結果、成績優秀なものに対し以下の褒賞を行う。

- 1 会長賞は部門ごとに次のとおり褒賞する。ただし同一出品者が、同一部門で2点以上の入賞があった場合は、その最高位のみ褒賞する。

各部門において	優 勝	(一位)	1点
	優 秀	(二位)	1点
	優 等	(三位)	1点

合計27点以内とする。

2 特別賞

とくに優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の授与を申請する。

(申請予定先)

A	農林水産大臣賞 (玉露・煎茶・碾茶各1点)	3点
B	農林水産省農産局長賞 (玉露・煎茶・碾茶各1点)	3点
C	農林水産省近畿農政局長賞 (玉露・煎茶・碾茶各1点)	3点
D	京都府知事賞	9点
E	宇治市長賞	9点
F	公益社団法人 日本茶業中央会会長賞	3点
G	全国茶商工業協同組合連合会理事長賞	9点
H	公益社団法人 京都府茶業会議所会頭賞	9点
I	京都府茶生産協議会会長賞	9点
J	全国農業協同組合連合会京都府本部運営委員会会長賞	9点
K	一般社団法人 京都府茶取引安定基金協会理事長賞	9点
L	京都みどり会会長賞	9点

3 擬 賞

会長賞並びに特別賞の決定は、擬賞会議において行う。また、大臣賞・生産局長賞・農政局長賞の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 農林水産大臣賞は、各松の部門の最高得点のもの
- (2) 生産局長賞は、各竹の部門の最高得点のもの
- (3) 近畿農政局長賞は、各梅の部門の最高得点のもの

4 その他

褒賞授与は、令和3年10月20日(水)褒賞授与式において行う。